



## —— 主な内容 ——

2 山形県農業委員会大会

4~5 農業委員会からのお知らせ

2 市議会議員との農業振興懇談会

6 頑張る若手農業者

3 遊休農地に対する取組み

## 令和3年度山形県農業委員会大会

令和3年11月8日、酒田市市民会館「希望ホール」において山形県農業委員会大会が開催されました。昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、県内各市町村の農業委員と農地利用最適化推進委員合わせて、半数の約400名が集まりました。

初めに、主催者代表である山形県農業会議会長の挨拶に続き、農林水産大臣表彰と農業会議会長表彰が行われました。

大会に入り、全国農業会議所から農業委員会を巡る改正法施行5年経過の課題と「新たな農地利用最適化」について説明を受けました。前年度大会以降の経過報告では、政府は令和2年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、新たな戦略目標とポストコロナに向けた農林水産政策の強化策を打ち出し、令和3年5月には農林水産省による「人・農地など関連施策の見直し」が公表され、同年内には具体的な関連施策パッケージが取りまとめられる予定であるとの説明がありました。

議事については、「農業委員会法改正5年後調査及び独自調査の結果を踏まえた要請に関する決議」「新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案決議」「『地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動』により実質

化された人・農地プランを実行するための申し合わせ決議」「農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ決議」の4つの議案が提出され、満場の拍手で決議されました。

最後に目的達成のためガンバロウ宣言を行った後、次期開催地、置賜地区代表の挨拶で閉会となりました。

(農地利用最適化推進委員 今野幸一)



## 市議会議員との農業振興懇談会

令和3年11月18日、農業委員及び農地利用最適化推進委員25名、市議会経済建設常任委員7名で、天童市農業振興懇談会を開催しました。

令和3年10月に農業委員会が市長に提出した「令和4年度に向けた天童市農林業施策に関する意見書」の内容について意見交換を行いました。

意見書の大きな提案は「農地利用の最適化について」「農業の振興について」の2項目です。

各項目について活発な意見が出されましたが、その中でも特に鳥獣害対策について時間が割かれました。昨年に引き続き今年も被害の影響が甚大であり、安心して農作物を生産するためには、電気柵の資材代の助成に加え、設置費用についても助成が必要であること、捕獲後の埋設場所の確保並びに処分方法について意見が出されました。

また、今年の霜被害を受け、新しくオイルヒーターを購入する費用の助成金の増額や、他市町村と比較して遅れている地籍調査の推進等についても意見を交換しました。

今回提出した意見書は、農業に関わる大事な項目ばかりです。市議会の議員の方々からは意見について真摯に耳を傾けていただき、前向きな助言もいただきました。

最後に、本市の農業振興のために、議員の方々との意見交換は大変重要な場であることを参加者全員が再認識し、閉会しました。

(農業委員 荒沢 亨)

# 遊休農地に対する取組み

## 農地パトロール

農業委員会では毎年、**農地パトロール（農地の利用状況調査）**を実施しています。  
農地台帳と地図をもとに利用状況を調査し、遊休農地が解消されているか、新たに遊休化した農地はないか、違反転用はないか確認します。



（農地パトロールの様子）

### 遊休農地とは？

- ・過去1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ・周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

※作物が作付けされていなくても維持管理されていれば遊休農地ではありません。

## 利用意向調査

遊休農地と判断した農地の所有者に

- ① 農地中間管理機構に貸し付ける
  - ② 自ら買い手または借り手を見つける
  - ③ 自ら耕作する
- 等の意向を確認します。



- ・表明した意向のとおり農地が利用されていない場合
- ・利用意向調査に未回答の場合等

### 農地中間管理機構との協議を勧告

（勧告対象となった農地は、固定資産税が1.8倍になることがあります）

### 再生利用が困難な農地の場合は？ ⇒ 非農地判断

農地パトロールの結果、森林のようにになっている農地や周りの状況からみて農地に復元しても継続して耕作できないと見込まれる農地は、農地に該当しない旨の判断を行い、所有者等にその旨を通知します。

※違反転用された農地は非農地判断の対象となりません。



# 農地を転用するときには 農地法の許可が必要です

## ○農地転用とは

「農地を農地以外のもの」にすることをいいます。

農地以外の例：住宅地、工場用地、駐車場、資材置場、一時的な残土置き場など

## ○農地は無断で転用できません

自分の土地であっても、農地を転用するには農地法で定められた手続きが必要です。

許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用していない場合は、農地法違反となり、原状回復等の命令や罰則の適用があります。

## ○農地を転用する計画がある場合は

農地の場所や用途等によって許可要件が異なります。あらかじめ農業委員会にご相談ください。

## 農地が取得しやすくなりました

農地の権利取得に当たっては、取得後の農地面積が農地法に規定する下限面積に達する必要があります（都道府県は50アール）。本市では、農地法第3条第2項第5号の規定に基づき別段の面積を定め、新規就農をしやすくしました。

天童市全域	設定区域
30アール	別段面積

## 全国農業新聞を購読しましょう！

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集・発行している「農家のための情報誌」です。

地方版で身近なニュースもお伝えしています。

- 購読料 月額700円（税込）
- 発行所 全国農業会議所
- 発行 毎週金曜日
- 申込み 天童市農業委員会事務局（市役所2階）

☎65411111 内線233



# 農業者年金がさらに便利になります

**若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます** 令和4年1月から改正

**35歳未満の方は、月額1万円から加入できます！**

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】

(千円単位で選択できます)



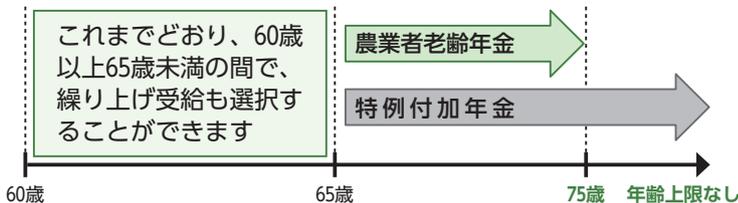
**農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります**

令和4年4月から改正

**年金の受給開始時期を自分で選択できます！**（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

【年金の受給開始時期】

- ・農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）



【年金の受給要件】

【農業者老齢年金】

- ・65歳以上であること

【特例付加年金】

- ・60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ・農業を営む者でないこと（**経営継承を完了していること**）
- ・65歳以上であること

**農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます**

令和4年5月から改正

**加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！**

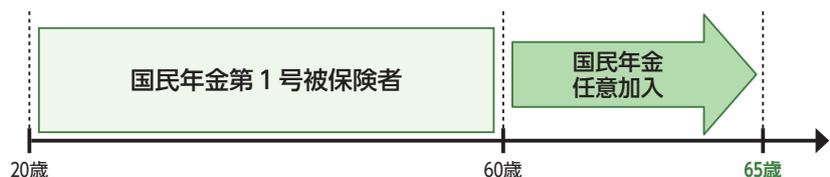
60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



詳しくは…

検索

<http://www.nounen.go.jp>

または天童市農業委員会事務局 ☎654-1111 内線232

## 頑張る若手農業者

奥山 淳一 さん (寺津地区)



### — 就農したきっかけは？

農家の生まれなので、進路選択の際は常に農業への思いはありました。山形県立農業大学校（現・農林大学校）進学から、農業関係の県内企業へ約20年勤務し、その中で出会った農家の方々、農大時代の仲間たちの活躍に刺激を受け、就農を決めました。

### — 現在の経営内容は？

家族で水稲、果樹（おうとう、西洋なし）を栽培している複合経営です。昨年からは、新規でミニトマト栽培も取り組んでいます。

### ～ 農業をやってみて思うこと～

農業はとても楽しいです。家族と力を合わせて作業する時間も、イヤホンを耳に一人で仕事に集中する時間も、会社員時代ともまた違った充実した時間を過ごしています。楽しいとはいえ、就農しておよそ2年、当然思うようにいかないことばかりです。近年の霜、豪雨、豪雪などに自然の厳しさを知り、作物の管理に悩み、生育に追われ、仕事の遅れに焦り、一年を通して反省と勉強の日々です。

寺津地区にも、数年前に農協果樹青年部が発足しました。近くに、相談したり切磋琢磨しあえる同年代の仲間がいることを、大変心強く思います。コロナ禍で活動の制限はありますが、青年部を通じて、剪定の講習会や他地区との交流など、とてもいい経験と勉強をさせてもらっています。

また、私は主に大豆を生産している集落営農組織に参加しています。そこで生産調整を地域で取り組んでいることを知り、大豆を通して今まで以上に地域とのつながりを感じることができました。これからも農業という仕事で、地域に貢献できる農業者になりたいと思います。

### 編集後記

今年の冬は、昨年を引き続きの大雪で、農家の皆様は大変苦労されたことと思います。春先からは、昨年甚大な被害をもたらした遅霜の影響が心配されます。

新型コロナウイルスや異常気象等で大変な状況が続きますが、健康に留意され、天産産のおいしい農産物を全国の皆様にお届けできるように頑張っていきたいと思います。  
(吉田英徳委員)

### 広報編集委員会

委員	今野
委員長	梅津
職務代理者	仲野
委員	山口
〃	吉田
〃	山光
〃	須田
委員	節真
委員	山光
委員	那子

令和4年度 農業委員会総会 (4月～12月)	
総会予定日	農地法等許可申請締切日
4月13日(水)	3月25日(金)
5月13日(金)	4月25日(月)
6月13日(月)	5月25日(水)
7月13日(水)	6月27日(月)
8月15日(月)	7月25日(月)
9月13日(火)	8月25日(木)
10月13日(木)	9月26日(月)
11月14日(月)	10月25日(火)
12月13日(火)	11月25日(金)